

外国法紹介

「H-1B」専門職ビザの詳細

アメリカでの就労に興味がありますか？専門職として従事するプロフェッショナルにとって H-1B ビザが最適な選択肢となる可能性があります。H-1B ビザは保持者が合法的な永住権(グリーンカード)を申請することも可能にするため、アメリカに永住する道も開かれています。とはいえ、このビザの取得は非常に困難であり、アメリカの雇用主との調整が必要です。本記事では、このビザについてさらに詳しく解説します。

申請資格

前述の通り、H-1B ビザは「専門的職業(Specialty Occupation)」に従事するプロフェッショナルを対象としています。「専門的職業」とは、特定の学問分野または関連する狭い分野において、最低でも学士号または同等の資格を必要とする職業を指します。申請者が職務経験で資格を満たそうとする場合、一般的に 3 年の職務経験は 1 年の大学教育に相当するとみなされます(米国の学士号取得には平均 4 年かかります)。

米国雇用主の要件

H-1B ビザ申請者は外国人ですが、H-1B 申請書の提出責任は米国雇用主にあります。米国雇用主は H-1B 申請書を提出する前に、米国労働省から労働条件申請書(LCA)の認証を取得しなければなりません。これは米国雇用主が個人をスポンサーしていることを米国政府および公衆に通知するものです。LCA にはビザ申請者の氏名は不要ですが、勤務地、標準職業分類(SOC コード: 職種タイプと必要な専門性(初級レベルから専門分野のエキスパートまで)を示す)、および労働省が定める賃金水準などの詳細が含まれる場合があります。

H-1B 抽選とスケジュール

このビザの取得が極めて困難な主な理由の一つは、年間 65,000 件という H-1B ビザの発給上限枠が存在し、抽選によって合否が決定される点にあります。2 月上旬に米国市民権・移民局(USCIS)は H-1B キャップ登録期間を発表します。H-1B キャップ登録とは、米国雇用主が H-1B 抽選に参加するための事前登録手続を指します。この登録期間は 3 月に約 2 週間半実施され、その後 USCIS が雇用主に通知します。4 月から 6 月末にかけて、雇用主は受益者 1 人あたり 215 ドルの手数料を支払い、従業員の氏名を H-1B 抽選に提出します。この申請は、翌会計年度に就労する従業員を対象とします。従来と異なり、H-1B 申請書類一式は抽選実施前に提出する必要はなく、抽選に当選した後に提出すればよいことになりました。さらに、H-1B 抽選は受益者中心の抽

選に変更され、複数の雇用主を通じて申請した受益者は抽選において 1 エントリーとしてのみカウントされます。USCIS は申請者に代わって提出されたすべての申請書を審査するため、申請者は最終的に勤務先となる雇用主を選択できます。このビザを申請する外国人は、登録時の識別情報として使用するため、有効期限内のパスポートまたは旅行書類を所持している必要があります。

H-1B ビザ保持者の滞在期間と家族

では H-1B ビザはどのくらいの期間有効なのでしょうか。このビザを取得できた幸運な者は最大 6 年間滞在可能で、さらに無期限に更新できます。また前述の通り、H-1B ビザ保持者は最終的に永住権(グリーンカード)を申請できます。加えて、扶養配偶者は就労許可の対象となります。H-1B ビザ保持者が米国雇用主に解雇された場合、米国雇用主は合理的な範囲の帰国渡航費用を負担する義務もあります。

弁護士法人三宅法律事務所について

三宅法律事務所は、日本の法律事務所です。日本企業の海外との取引や海外進出について、海外の法律事務所とも連携しながらサポートしています。海外に関連してご相談がありましたら、遠慮なくご連絡ください。

以上

【注意事項】

- ・本書は情報提供のみを目的としており、法的助言を構成するものではなく、また法的助言として依拠しないようにお願いします。
- ・弊所の弁護士は、原則として日本法弁護士です。本書は、一般的な情報提供を目的としています。現地法については、現地法の弁護士にご確認ください。
- ・本書の内容は公表時点での有効な法令に基づいています。法改正等により内容が変更される可能性がありますので、最新の情報をご確認ください。

連絡先

クロスボーダーチーム

チームへメールする

メールアドレス:cross-border@miyake.gr.jp

他の記事は[こちら](#)

福田泰親

クロスボーダーチームリーダー

パートナー

プロフィールは[こちら](#)

楠部幸路

クロスボーダーチーム共同リーダー

パートナー

プロフィールは[こちら](#)

鍼田ニコラス

外国弁護士(外国法事務弁護士未登録)

プロフィールは[こちら](#)

水関莉子

アソシエイト

プロフィールは[こちら](#)

三井彩加

アソシエイト

プロフィールは[こちら](#)

弁護士法人三宅法律事務所

<https://www.miyake.gr.jp/>

大阪事務所 : 〒541-0042 大阪市中央区今橋 3 丁目 3 番 13 号 ニッセイ淀屋橋イースト 16 階

東京事務所 : 〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1 丁目 7 番 1 号 有楽町電気ビルディング北館 9 階